

## 岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与の基準等に係る運用要項

平成 30 年 9 月 27 日  
学長裁定  
改正 平成 31 年 1 月 8 日  
改正 令和 2 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要項は、岡山大学研究教授及び研究准教授称号の付与に関する規則（平成 30 年岡大規則第 26 号）（以下「規則」という。）第 11 条に基づき必要な事項を定める。

### (資格要件の運用基準)

第2条 規則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の「国際的に認められている論文を執筆していること」とは次の要件のすべてに該当する場合とする。

- 一 ピアレビューのある雑誌に、直近 5 年で年間平均 1 報以上の論文をファーストオーラー、ラストオーラー等の中心的執筆者として発表していること。
- 二 引用度の高い論文を発表していること（トップ 10 %以上）。
- 三 国際的にも評価されていること（Q1 ジャーナルに、過去 5 年間に 1 報以上の論文が掲載されていること）。

（注）Q1 ジャーナル：分野別にインパクトファクターを並べ、トップ 25 %以内のジャーナル（Documents in Q1 Journal）をいう。

2 規則第 2 条第 1 項第 2 号の「大型研究において研究代表者として認められている者」とは次のいずれかに該当する者とする。

- 一 研究代表者である外部資金が 1 件 1 千万円以上（年間）のものを含み合計で 2 千万円以上（年間）であること。
- 二 海外の政府又はそれに準じる機関が所管する研究制度により支援を受けた国際共同研究における研究代表者（日本側研究グループの研究代表者を含む。）であること。
- 三 1 千万円以上（年間）の外部資金による国際共同研究の研究代表者であること。

3 規則第 2 条第 1 項第 2 号の「それに準じる者であって大型研究の研究代表者となろうとしている者」とは次のいずれにも該当する者として、研究担当理事、所属部局長及び必要に応じて研究担当理事が依頼する者による審査により認められた者とする。

- 一 前項各号のいずれかに準じていること
- 二 原則として 1 件 2 千万円以上（年間平均）の外部資金を研究代表者として申請しようとしている者であること。ただし、国際共同研究についての外部資金申請時の取扱いについては、上述の審査の中で判断する。

4 規則第 2 条第 2 項第 1 号の「研究代表者として活躍している者」とは次のいずれかに該当する者とする。

- 一 研究代表者である外部資金が 800 万円以上（年間）であること。
  - 二 海外の政府又はそれに準じる機関が所管する研究制度により支援を受けた国際共同研究における研究代表者（日本側研究グループの研究代表者を含む。）であること。
- 5 規則第 2 条第 2 項第 2 号の「顕著な受賞歴がある者」とは、研究担当理事、所属部局長及び必要に応じて研究担当理事が依頼する者による審査により認められた者とする。
- 6 第 2 項及び第 4 項に規定する「年間」とは、研究教授又は研究准教授の申請年度又は申請の前年度とする。

（研究教授及び研究准教授の申請の時期）

第 3 条 規則第 3 条に係る申請については適宜行うことができるものとする。

（間接経費についての特例）

第 4 条 規則第 7 条に基づき、国立大学法人岡山大学における外部資金に係る間接経費取扱要項（平成 21 年 1 月 8 日学長裁定。以下「間接経費取扱要項」という。）第 3 条の規定については、次のとおり運用する。

- 一 研究教授及び研究准教授がその称号を利用できる期間において研究代表者として新規に獲得した間接経費取扱要項第 3 条の適用となる外部資金（間接経費の割合が 30 % のものに限る。）に関し、初年度分については「全学分」を 55 % とし、「部局分」を 45 % とする。「部局分」としている 45 % のうち、5 ポイントに相当する金額は当該研究教授及び研究准教授に配分する。
- 二 研究教授及び研究准教授がその称号を利用できる期間において前号の適用を受けた外部資金が継続している場合には、次年度以降の「全学分」を 58 % とし、「部局分」を 42 % とする。「部局分」としている 42 % の 2 ポイントに相当する金額は当該研究教授及び研究准教授に配分する。

（称号の取り消し）

第 5 条 規則第 6 条に規定する「その栄誉をけがすと認められる行為」とは、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成 16 年岡大規則第 10 号。）第 67 条各号に規定する行為及び岡山大学研究ポリシーに著しく反する行為をいう。

## 附 則

この要項は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要項は、平成 31 年 1 月 8 日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。